

計画策定にあたって

【基本理念】

- さ ささえよう
- か かけがえない
- い いのちを守る
- し 市民みんながゲートキーパー

地域での「気づき」「声かけ」「傾聴」「つなぎ」「見守り」の意識の醸成・向上を推し進めるため、左記の基本理念を掲げ、市民をはじめ、関係機関・団体、行政が一体となり、“ゲートキーパーを身近に感じる さかいし”を築くことで、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざす。

【計画の位置づけ】

国の「自殺対策基本法」に基づき、「自殺総合対策大綱」「市町村自殺対策計画策定の手引き」等の趣旨を踏まえ策定する。

【根拠法令】

「自殺対策基本法」に基づく。

【他計画との関係】

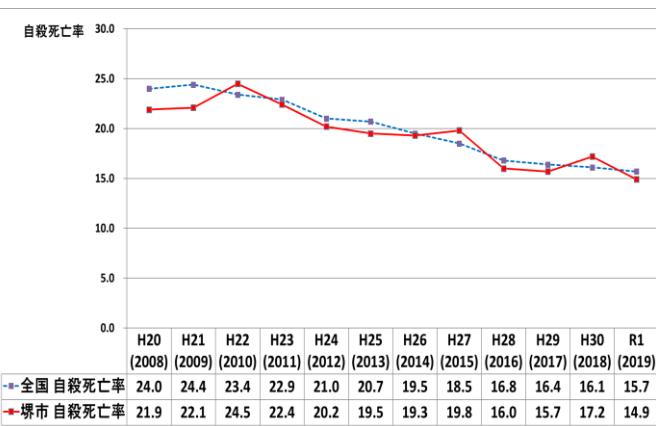
国の自殺対策関連計画、上位計画である「堺市基本計画2025」や「健康さかい21（第2次）」、「堺市依存症地域支援計画」*等との整合性を図る。また、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成を見据えながら、当計画を推進する。*令和4年3月策定予定

【計画の期間】

令和4年4月1日から令和9年3月31日の5年間。

堺市の現状と課題

○人口動態統計に基づく堺市自殺死亡率の推移



自殺統計の分析

救急告示病院における自殺未遂者の実態調査

こころの健康といのちに関する意識調査

本市のこれまでの自殺対策

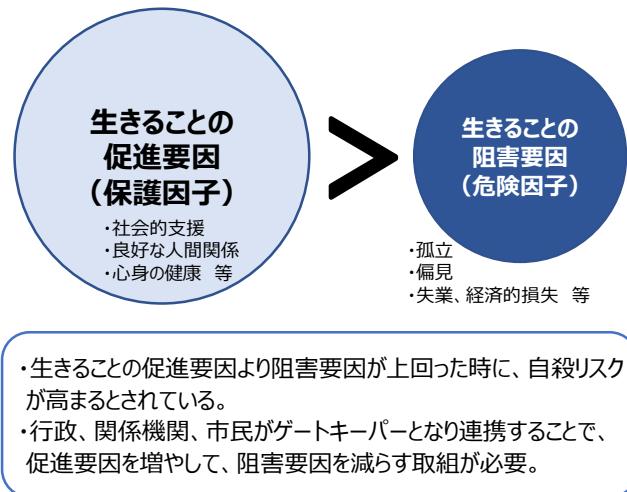
↓

現状の把握と課題を抽出

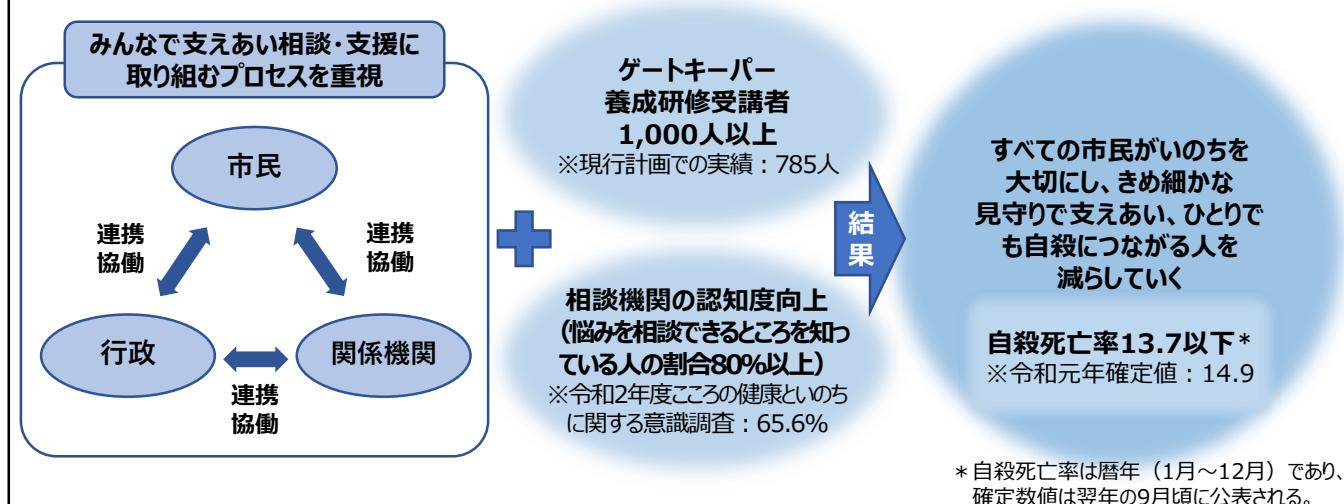
- ・高齢者や若者など年齢層に応じた支援の必要性
- ・医療機関や専門の相談機関に関する情報発信の必要性 など

自殺対策を推進するうえでの基本認識

- ### 自殺対策における基本認識
- 1.自殺は、その多くが追いつめられた末の死であり、誰にでも起こりうる危険がある。
 - 2.自殺は、個人の問題ではなく、防ぐことの出来る社会的な問題である。
 - 3.自殺を考えている人は、何らかのサインを発していることが多い。
 - 4.自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との連動による「生きることの包括的支援」として実施されなければならない。
 - 5.自殺に対するスティグマは、援助を受ける際の重大な障壁となる。



計画の目標

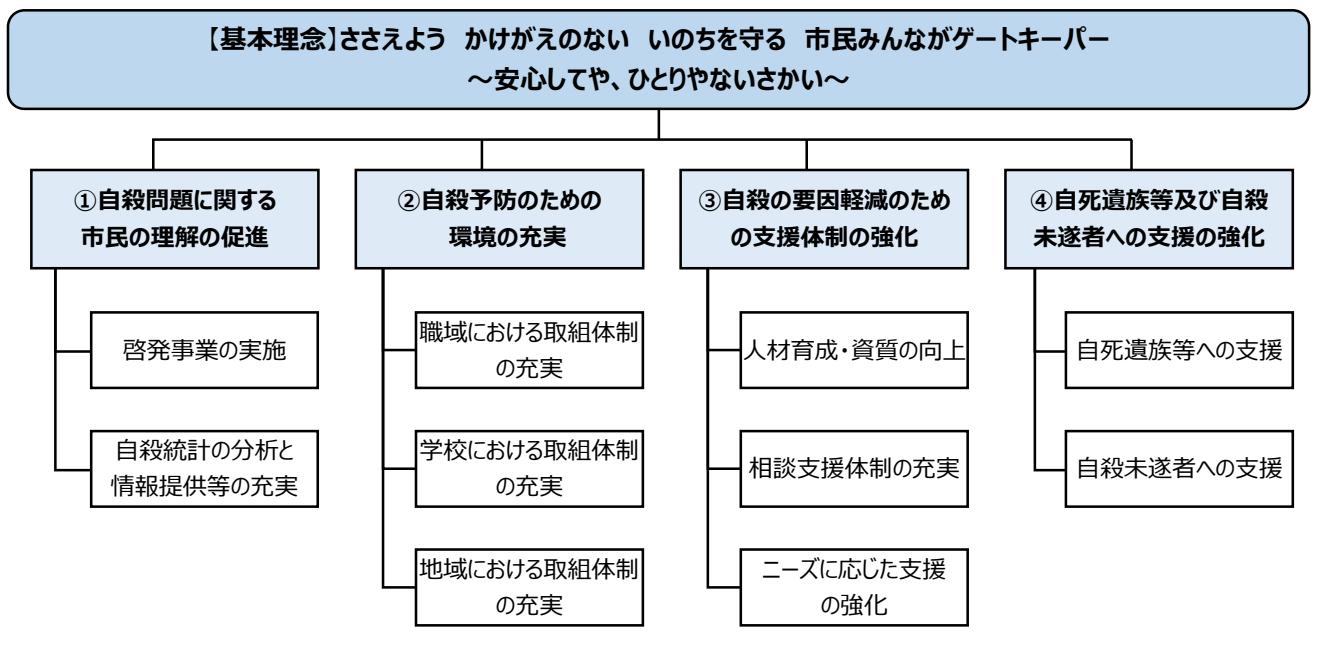


基本方針及び取組の推進

【1.基本方針】

- ①自殺に関する市民の理解の促進
- ②自殺予防のための環境の充実
- ③自殺の要因軽減のための支援体制の強化
- ④自死遺族等及び自殺未遂者への支援の強化

【2.取組の推進】



計画策定のスケジュール

- 令和2年度 市民意識調査や自殺未遂者実態調査の実施、調査結果の集計分析
- 令和3年度 基本理念、基本方針、行動計画等を設定し、パブリックコメントを経て、計画を策定
- 令和4年度 第3次計画の施行